

令和6年3月15日

会費規則(初年度会費)の改定について

一般社団法人首都圏産業活性化協会

会長 野長瀬裕二

法人会員の初年度月会費を以下の通り変更いたします(令和6年7月より適用いたします)。
なお、次年度以降の年会費については変更ございません。

【変更前】

資本金等	初年度 月会費	年会費
50億円超	35,000円	350,000円
3億円超50億円以下	14,000円	140,000円
1億円超3億円以下	10,500円	105,000円
1億円以下	7,000円	70,000円
個人事業主、起業準備中の個人・創業5年以内の営利法人	3,500円	35,000円

【変更後】

資本金等	初年度 月会費	年会費
50億円超	42,500円	350,000円
3億円超50億円以下	17,000円	140,000円
1億円超3億円以下	12,750円	105,000円
1億円以下	8,500円	70,000円
個人事業主、起業準備中の個人・創業5年以内の営利法人	4,250円	35,000円

<補足>

令和6年4月入会	初年度会費	7,000円×12か月=84,000円
令和6年5月入会	同	7,000円×11か月=77,000円
令和6年6月入会	同	7,000円×10か月=70,000円
令和6年7月入会	同	8,500円×9か月=76,500円
令和6年8月入会	同	8,500円×8か月=68,000円

以上